

新型コロナウイルス感染症の影響により

収入が減少する世帯に係る国民健康保険税の減額または免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯で、一定の要件に該当する場合、国民健康保険税が減額または免除（以下「減免」）されます。

対象となる世帯

注1

1. 感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病（長期入院等）を負った世帯
2. 感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（給与収入・事業収入・不動産収入または山林収入）の減少が見込まれ、以下の「要件」すべてに該当する世帯
※事業等の廃止や失業も含む

注1：主たる生計維持者…国民健康保険に加入している世帯の「世帯主」のこと。

要件

※上記対象世帯「2」の場合、すべて該当している必要があります。

- (1)主たる生計維持者の今年度の事業収入等のうち、いずれかの収入が前年と比べて30%以上減少が見込まれること。
- (2)主たる生計維持者の前年度の所得の合計額が1,000万円以下かつ0円やマイナスでないこと。
- (3)主たる生計維持者の事業収入等で、減少が見込まれる事業収入等以外の、前年度の所得の合計額が400万円以下であること。

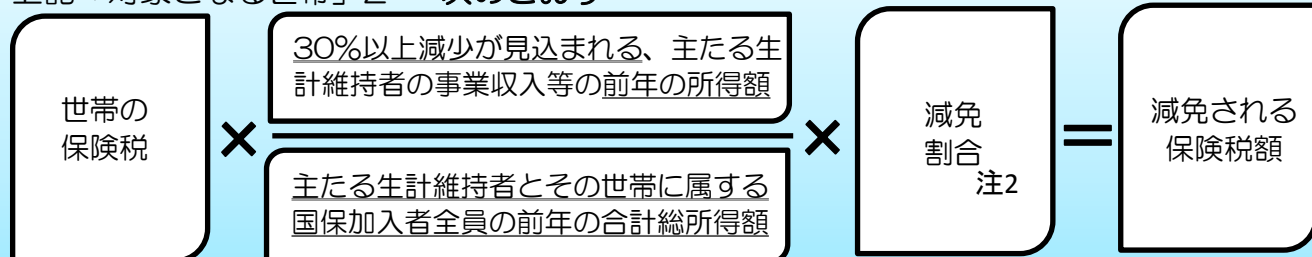
減免対象保険税

令和3年度分の国民健康保険税（納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までのもの）

減免される金額

上記「対象となる世帯」1 … 全額免除

上記「対象となる世帯」2 … 次のとおり



注2：減免割合…次のとおり

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合	100%	80%	60%	40%	20%

申請に必要な書類

- 「対象となる世帯1」に該当する場合は、その旨をお電話にてお知らせください。
- 「対象となる世帯2」に該当する場合

減免申請書、令和3年分収入見込額計算書兼同意書および下記の書類が必要です。

No.	確認する内容	必要書類等	チェック
1	主たる生計維持者のいずれかの収入が前年と比べて30%以上減少する見込み	(1)前年(令和2年)の収入がわかるもの ⇒確定申告書、源泉徴収票、帳簿など (2)今年(令和3年)に入って最も収入が減少した月とその前月の事業収入等がわかるもの ⇒給与明細書、月報、帳簿など	
2	主たる生計維持者と、その世帯に属する国保加入者全員の合計総所得額	主たる生計維持者と、同じ世帯内の国保加入者全員の前年の収入がわかるもの ⇒確定申告書、源泉徴収票、帳簿など	
3	主たる生計維持者の事業収入等で、減少見込みの事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下	減少が見込まれる事業収入等以外の前年の収入がわかるもの ⇒確定申告書、源泉徴収票、帳簿など	
4	事業等の廃止や失業	(1)事業内容がわかるもの (2)廃業の場合、その事実がわかる書類 (3)失業の場合、離職票もしくは退職証明書など	

※非自発的失業者軽減制度に該当する場合は、原則として今回の減免対象とはなりません。
(給与収入以外の収入等の減少の場合を除く)

※内容により、追加書類のお願いや、個別に聞き取りが必要になる場合があります。
申請には、必ず連絡の取れる電話番号の記入をお願いします。

郵送での提出

減免申請書、令和3年分収入見込額計算書兼同意書及び必要書類を添付のうえ、郵送してください。

窓口での提出

役場 国保年金係まで必要書類をご持参ください。

お問い合わせ：健康推進課 国保年金係 電話0956-82-3132（直通）
(折り返しのご連絡となる場合があります。あらかじめご了承ください。)